

令和6年度 福岡市城南保健所運営協議会 議事録

○日 時 令和6年6月6日(木) 15:28～16:27

○場 所 城南保健所1階 講堂

○出席者 井上委員 岡本委員 小沢委員 小田委員 川上委員
川本委員 近藤委員 新宮委員 菅委員 園山委員
長委員 中島委員 前田委員 松野委員 三浦委員
水城委員 門田委員 山口委員 (以上18名、五十音順)
(欠席者 下田委員)

※事務局 執行保健所長
肥前健康課長 山口衛生課長 鶴田地域保健福祉課長

※傍聴者 なし

○議題等

【議題1 令和5年度事業報告】

●肥前健康課長、鶴田地域保健福祉課長、山口衛生課長が説明した。

<質疑応答等>

委員) 資料P18(1)環境衛生①監視指導について、小規模貯水槽の件数は、水道局から数字が上がっていないということだが、施設数なのか監視件数の方なのか。

事務局) 施設数になる。監視件数は18件である。

委員) 監視自体は保健所の方でやっているということか。

事務局) そのとおりである。

委員) 資料P21(3)情報提供事業①シックハウス予防啓発について、最近、化学物質過敏症による様々な困難を抱えている方がたくさんいるという話を当事者の方から聞くが、予防や研究、啓発活動を行っているのか。

事務局) 化学物質過敏症の一種であるシックハウス予防啓発事業として、効果的な換気の方法等について、パンフレットを作ってマタニティスクール等で配布している。

【議題2 保健所の再編について】

●執行所長が説明した。

<質疑応答等>

委員) 新保健所で対応になる感染症の調査、検査等とはどういうケースか。

事務局) 発生届が必要な感染症について、積極的疫学調査を行い、患者本人や接触者の検査等を行う必要がある。そのような専門的な分野を新保健所で実施することになる。一般的な相談やH I Vの検査はそのまま区で行っていく。

委員) 精神保健福祉の継続的な対応を要するものの割合はどれ位なのか。

事務局) 継続的な対応を要する相談対応というのは、措置診察・入院等を過去に行ったことのある患者等重篤な場合であり、長期にわたってフォローしていかなければならないケースである。数字は手元に持ち合わせていないが、数としてはかなり少なくなると思う。

また、措置診察については、昼夜を問わず警察からの通報等に対応しなければならないので、24時間体制となり、新保健所へ集約される。

委員) 新たな感染症が出た場合、市民が新保健所に行かなければならないのか。

事務局) 新保健所の職員が区に出向いて調査等を行うことになるので、市民は新保健所に行くことはない。

一元管理をすることにより、連絡調整が取りやすくなる。

委員) 幼稚園、保育園での感染症の発生状況を本庁と区の保健所に報告していたが、今後は変わるのか。

事務局) ノロウイルス、O157等の感染症の報告は新保健所になる。連絡先は、今月中に一覧表を送付する。

委員) 食品衛生の窓口について、校区の夏祭りやフェスタを行う際の届け出先は、今まで通りで良いのか。

事務局) 衛生課は組織の名前が変わるのみで、窓口は今までと同じである。

委員) 感染症発生届は福岡市保健所で良いのか。

事務局) 医療機関からの届け出先が福岡市保健所になる。連絡先は、後日通知する。

委員) 保健所運営協議会は貴重な場であった。このようなものを区に残さないのか。

事務局) そのような声があるということは承知している。ご意見を今後活かしていきたいと考えているので、検討事項としてあげる予定である。